

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する措置について

〔 令和4年3月30日警察庁丙生企発第67号、丙刑企発第40号、丙捜一発第5号
警察庁生活安全局長、警察庁刑事局長から各都道府県警察の長宛て
(参考送付) 庁内各局部課長、各附属機関の長、各地方機関の長 〕

(概要)

本通達は、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する措置について、都道府県警察に対して、

- この種事案の加害者の特異動向を把握した場合に当該加害者が仮釈放又は保護観察付執行猶予中であるか否か等について把握すること
- この種事案を送致した警察署は当該事案における加害者が保護観察付執行猶予となったか否かについて把握すること
- 警察署がこの種事案における仮釈放者又は保護観察付執行猶予者の特異動向等を把握した場合に保護観察所と連携を図ること
- 都道府県の実情に応じて、必要な連絡・協議の場を設けるなどして保護観察所との連携強化に努めること
- 仮釈放者又は保護観察付執行猶予中の加害者に係る事件の被害者等が再相談をした際に、当該被害者等に対し、保護観察所の相談・支援窓口を教示すること（ただし、これによって警察への再相談を排除するものではないことに留意すること）

等を示したものである。